

# 戦国大名大友氏の蔵經營

鹿毛敏夫

はじめに

平林文書のなかに、戦国末期の段米徵収に関する次の史料がある。

〔史料一〕

〔平林兵部少輔殿〕

高田庄

田地九反七十四歩

右一反別米一舛宛、

畠地三町武反大四十步

屋敷五反小八十八歩

右二反別大豆一舛宛、

右合四町七反小二歩

右之前、急度相調、如府内運送肝要之由、依御下知調符如件、

〔一五九〇年  
天正十八年九月廿一日〕

仁通

（眞書）  
一米壱斗八升四合九勺三才二合  
一大豆三斗八升四合六勺八合

右、請取所如件、

天正十八年十一月廿五日

寒田右近大夫  
鎮郷（花押）  
六 察  
覺阿（花押）  
称名寺  
其阿（黒印）<sup>(1)</sup>

文書は、大分郡高田荘内に平林兵部少輔が領有する田畠・屋敷地に大友氏が段米・大豆を賦課した年貢徵符であるが、紙背はその約二ヶ月後に平林氏が米・大豆を調納したことを証する寒田鎮郷以下大友家臣連署の請取状になつてゐる。「右之前、急度相調、如府内運送」との文言より、合計五斗七升余りのこの段米・大豆が大友氏の本拠地である豊後府内で受け渡されたことがわかる。

ここで問題としたいのが、この文書のような形で領国内各地から大友氏のもとへ納入される段錢・段米等の年貢物資が、具体的様相として、府内のどこで受け渡され、その後、受け取った役人のもとでどう処理されるのか、また、その収納に携わる役人はどのような性格の家臣なのか等々である。そこで本稿では、戦国大名の年貢物資等の収納・運用の際に重要な機能を果たしたと思われる蔵および蔵役人に焦点を当て、当該期の大名領国制のもと、特に大名膝下の町の行財政機構のなかで蔵機能がどう働き、近世的展望のなかで如何に進展していったかを明らかにしたい。

## 一、大名領国制下の蔵とその機能

### (一) 府内・臼杵の蔵とその領国制的位置付け

戦国大名の蔵経営の研究史のなかで、例えば毛利氏については、蔵元に領主米の単なる保管に止まらない運用権を認め、彼らの利潤および営業上の特権を保証する一方、その経済力を組織して、莫大かつ緊急の戦費を調達しながら財政の循環を維持する体制を実現していたとする成果を得ている。<sup>(2)</sup>また、後北条氏をはじめとした東国大名領国においても、徴収した年貢等を管理・運用する場として交通・商業の要地に蔵が設置され、蔵奉行・蔵方・蔵本などと呼称された管理者が高利貸業務や年貢徴収業務に深く関与していた事実が指摘されている。<sup>(3)</sup>

大友氏領国における蔵の存在とその実態についての研究はこれまでのところ皆無であるが、史料上には蔵に関する複数の事例が散見され、他大名下の研究成果と比較考証させながら、その機能を構造的に分析していくことが必要となろう。

史料上、大友氏領国での蔵の存在が検出されるのは天文中期以降の一六世紀中・後半期に集中する。

まず、中世を通じての大友氏の本拠地・豊後府内に蔵が存在したことことが充分に想定できようが、その所在を示すのが戦国期府内古図である。残念ながら原図は現在では不明となっているが、その近世以降の写図が数種類残されており、蔵古図では「大友御蔵場」は中央部に立地する府内役所(古図では「大友御屋敷」)の南方に位置している。古図を細見すると、蔵場は北側の府内役所に面した方角に門をもち、中央部の平坦面を取り囲む形で白土塀の蔵が連なっている。冒頭の「史料一」で紹介した年貢徵符のような形で「如府内運送」された段米等の物資は、この蔵場中央部の広場で勘定されたのち、白壁の蔵に収納されたものと思われる。

この府内における白土塀の蔵について、「大友家文書録」中の次の史料がその建設時期を明示している。

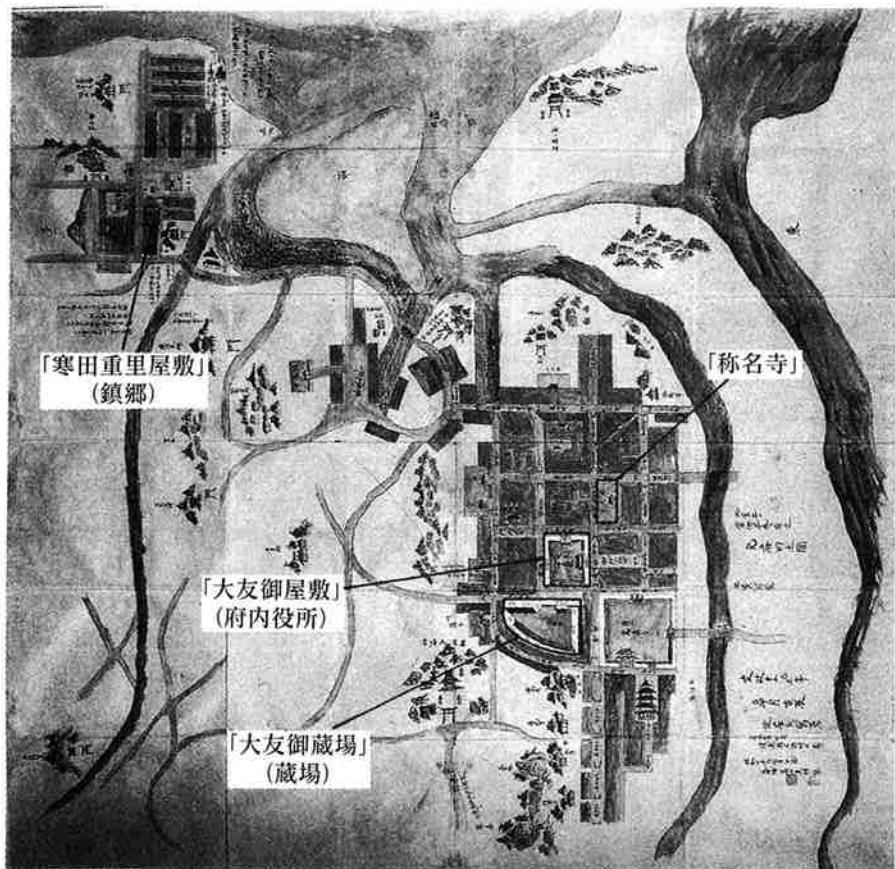


図1-a 戦国期府内古図写(高山虔三氏蔵)

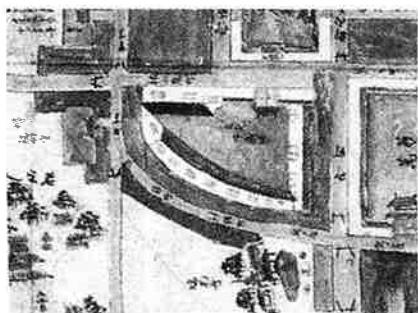


図1-b 蔵場付近拡大図

土蔵之材木、以切符申候、各急度預馳走候者、可為祝着候、殊外急用候、各不可有油斷候、恐々謹言、  
(天文二年一月十八日)

(大友)  
義鑑在判

帆足右衛門大夫殿

松木丹後守殿

平井三河守殿

古後左近大夫殿

恵良弾正忠殿

太田安芸守殿

惠良若狭守殿

大友義鑑が玖珠郡の家臣衆に宛てたもので、土蔵建築用材木の調達を命じた内容である。発給した閏一月一八日は天文一  
(一五四四)年に比定でき、府内の白土塙の蔵が同年末から翌年にかけて建設されたことが明らかである。<sup>5)</sup>

次に、大友氏が戦国末期に城館を構えて城下町を建設した白杵にも蔵があつたことを、ルイス・フロイスの次の記述が明示する。「(天文二年一月二日)本年の正午近く、白杵の主要な街路で火災が発生した。火元はある貧しい男の家であつた。火災は猛烈な勢いでその街路に燃え拡がり、折りからの強風に煽られてほとんどことごとくを焼き尽した。火はさらにそこからシナの商人たちが住んでいる町に燃え移り、……。(略)國主の蔵一つがからうじて焼け残ったのみで、同所のありとあらゆるものは灰燼に帰した」<sup>6)</sup>。史料は天正一五(一五八七)年に起こった火災により白杵中心部の町が焼土と化したなか、大友氏の蔵のみが延焼を免れたとするものであるが、この記述は白杵の町における蔵の立地場所をも示唆してくれている。その内容から、蔵は記述に具体的に出てくる唐人町から離れた所にあつたと思われる。

〔史料二〕で、大友氏が高田荘に賦課した段米等が府内で勘渡された事實を指摘したが、実は天正一九（一五九一）年の「海部郡御段米」を白杵にて受け渡すよう命じた事例が三件確認できる。<sup>(7)</sup> 三件は、津久見村の薬師寺与市領、毛井村の平林甚左衛門尉領、および白杵莊の一万田八郎領の田畠からの段米で、いずれも「右之前、十月十五日於祇園洲、可有勘渡者也」として、十月一日付田原親家の裏黒印が押されている。これらの段米切符は、白杵における大友氏の蔵の設置場所が祇園洲であることを暗示しているが、その推測を裏付けるのが文禄二（一五九三）年の「豊後国海辺郡白杵莊御検地帳」<sup>(8)</sup> である。同検地帳は、大友義統改易の直後、豊臣秀吉の命を受けた山口宗永が作成したものであるが、中世末期の唐人町、疊屋町、菊屋町等、白杵の一〇の町区内に三七五軒もの屋敷が存在したことを証する。大友氏の蔵の存在が想定された祇園洲にも九軒の屋敷の存在が確認できるが、「舟大工助六」「舟頭理右衛門」等の屋敷所有者と並んでまさに「藏屋舗」二畝二七歩が記載されている。

これら的事実により、大友氏は白杵における領主米収納蔵を、館のある丹生島城内に設置することをせず、舟大工や舟頭たちが屋敷を並べ、水運機能上に都合のよかつた祇園洲に置いたことが明らかとなつた。そしてこのことは、大友氏の領国支配政策のなかでの蔵の位置付けをも物語つており、当該期の大名蔵が、単なる領主米の保管庫としてのみならず、内海水運等を利用した流通経済機構により近い位置で機能していたことを示していよう。それは、大友氏の蔵經營が、戦時を想定した兵糧米の貯蔵庫としての軍事倉庫的機能を念頭に置いた政策と言うよりは、むしろ、当該期の流通経済組織のなかで収蔵米等をより効果的に投資・運用することを想定した経済政策としての意味合いを強くもつことを表わしている。

## （二）蔵方役人と「勘定状」

前節では、戦国期の豊後において、大友氏の蔵が府内および白杵に設置されていたこと、そしてその蔵が水運をはじめとする当該期の流通ルートにより近い位置に立地していたことを明らかにした。こうした大友政権における都市平坦部への蔵の設置という事実は、同氏の蔵經營が、臨戦下でしばしば見られる城郭内部での兵糧米の貯蔵のような軍事政策的意味合いではなく

く、収納米の運用等を想定した経済政策に一環することを物語つていた。

今、藏米等を資本とした投資・運用を直接的に示す史料は見当たらないが、「藏番」と称された藏の警固武士、および「藏方」と称された藏役人の業務内容に関して、大友義統期作成の「当家筆法之抄條々」<sup>(9)</sup>に次のような記載がある。

まず、合計六八ヶ条から成る「万雑條々」の第一七条に、

御藏番之事、是者さいかんなる衆三人被仰付、一人ツゝ堪忍申候、右之分者何<sup>茂</sup>近習番にて候間、奉行無裁判、

との記載がある。「藏番」と呼ばれる藏の警固役は、奉行人配下ではない大友当主の近習番であり、大友館の在館警固衆のなから三人が選ばれ、通常の警備は一人ずつ担当する、という意味であろう。藏の警備役を奉行裁判とせず、大友氏自身を守る近習番同等の扱いとした点が注目されるが、それは藏を大友氏の「御公物」を取り扱う重要な機関として認識していることの表われであろう。

次に、「藏方」に関するものは、「万雑條々」第五九条の、

御藏方勘定状被成御披見御書之事、

天正<sup>(一五七五年)</sup>三年歲方勘定状、銘々加披見候、堅固之調祝著候、猶可かし可申候、恐々、何ノ何かし殿、

との記載である。記述は天正三(一五七五年)年をモデルとした書札例の形式をとっているが、藏方と呼称された藏役人の業務として「勘定状」の作成があつたこと、勘定状は年に一度大友当主へ提出して披見を受けていたこと、また「銘々加披見候」との文言から勘定状は数種類の内容から構成されていたこと等が明らかとなる。「藏方勘定状」は、いわば年に一度の藏經營収支報告書であろう。

ここで大友氏が藏方に作成させた勘定状が毎年複数存在するのは、なぜであろうか。戦国期府内古図(図1)に描かれた藏は、中央部の広場を取り囲む形で建てられている。この長屋様式の藏には壁に複数の出入口と窓が描かれており、恐らく内部も複数の部屋に間仕切りされていたものと思われる。すなわち、府内の藏場自体が複数の藏から構成されていたことが推測されよ

う。

天正五（一五七七）年、大友義鎮から大野郡緒方荘での間別錢徵収担当の命を受けた久保鎮泰と原尻鎮秀は、同年八月二六日付で「緒方荘間別調注文」を作成している。

〔史料三〕

〔緒方荘  
〔包紙ノハ書〕〕

間別調注文

天正五年八月廿六日

久保中務少輔  
原尻右衛門大  
鎮泰  
判  
原尻右衛門大  
鎮秀

四十三文目 <small>百三十五</small> 分	四十壱間	倉三	原尻名
八文目 <small>七</small> 分	八十七間	倉壱	廣貞名
十六文目 <small>百六十五</small> 分	百六十壱間	倉	草深野村
三十壱文目 <small>百四十五</small> 分	三十武間	軸丸名	
七十三文目 <small>五百三十五</small> 分	七十五間	倉式	耳志野名
八十四文目 <small>八百四十五</small> 分	八十壱間	倉五	日小田名

（以下略）<sup>(10)</sup>

史料から、緒方荘での間別錢が名単位で賦課されたこと、その賦課基準は間別一分であつたことがわかるが、当面する課題との関係で注目したいのは「倉」の記述である。各名から徵収される間別錢の受け渡し収納蔵が「倉壱」「倉式」「倉三」「倉五」という様に名毎に指定されているのである。恐らくは、天正五（一五七七）年段階での府内の蔵場が四を除く壱から五までの数字を賦与された複数の蔵から構成され、領国各地から収納される物資は、蔵方役人の計画的な差配のもとでこれら複数の蔵に分納されていったのであろう。大友氏が蔵方勘定状の「銘々」に披見を加えるという行為は、府内に設定された複数

の藏それぞれの運営状況を監査する性格のものだったと言える。

このように、大名の「御公物」を扱う重要な機関として警固された府内の藏場では、複数の藏に納められた物資がそれぞれ独立の経営単位として管轄され、物資の運用に関わるある程度の権限を委託された藏方役人によって、藏毎の年間の收支状況を報告する勘定状が作成され、年に一度大名自身の監察を受けていたのである。

## 二、藏方役人の性格

### (一) 寒田鎮郷と称名寺其阿

既に天正一八(一五九〇)年の高田荘内平林兵部少輔領からの段米・大豆について、その納入物資を府内の藏場で受け取った藏方が三人いたことを「史料<sup>(1)</sup>」で示した。では、果たして藏方にはどのような人物が宛てられるのであろうか。本章では、大友氏の御藏納物資を管理・運用する藏方役人の性格を究明していきたい。

まず、天正一八(一五九〇)年の府内の藏に検出された三人の内の寒田鎮郷について、近世に編纂された「大友興廢記」では「所司代寒田方」と称して府内の町での押買騒動を裁定した逸話<sup>(2)</sup>を紹介している。また、家臣団武士の屋敷の記載がほとんど見られない戦国期府内古図(図1)のなかで、町をややはざれた北西部の位置に「寒田重里<sup>(3)</sup>屋敷」が描かれている。藏方役人が府内の町はいずれに屋敷をもち、更に町政裁判に口添えできるほどの有力領主であった可能性を示唆している。

次に、六寮覺阿・称名寺其阿の二人は、いずれも府内役所の北西部に伽藍をもつ時宗寺院・称名寺の僧である。<sup>(4)</sup>その内の称名寺其阿に関しては、天正一二(一五八四)年のこの寺庵の動きを示す興味深い史料が残されている。

〔史料四〕

追而、

於今度高木・嶋原表、彼得勝利候、尤珍重候、此等之儀、為可申達染筆候、仍新勅撰一冊定家卿進之候、於御自愛者可為本

望候、猶称名寺其阿可有演説候、恐々謹言、

(天正二二一五八四年)  
五月廿八日

(大志) 左兵衛督義統(花押)

謹上 島津修理大夫殿<sup>〔義久〕</sup>

大友義統が島津義久に宛てたもので、義統は島津氏が肥前方面での対龍造寺戦に勝利したことを祝し、同時に藤原定家筆の新勅撰和歌集一冊を贈与している。興味深いのは、この義統書状を島津義久のもとへ持参する役割りを称名寺其阿が担つていることである。其阿の薩摩下向については、同年六月二二日付の戸次道雪・高橋紹運連署書状にも、「至薩州以称名寺近々被成御入魂、殊御秘藏之御馬被差遣之由候、一段目出度候」との言及がある。天正六(一五七八年)の日向耳川での合戦以来お互いに牽制し合う状況の大友・島津両氏の間で、称名寺其阿という人物が、「新勅撰一冊定家卿<sup>〔真筆〕</sup>」や「御秘藏之御馬」等の贈答品を授受する経済的使僧として動く姿が読み取れよう。<sup>〔15〕</sup>大友氏の複数の藏方役人の一員に、其阿のような政治・外交政策を背景とした経済的使者になりうる有徳寺庵がいたことは、同氏の藏經營の性格を考える上でも大変興味深い事実である。大友氏の藏は、米錢等の貢納物質のみならず、京畿内からの流入品から貿易利品までも含め、大名間の贈答品になりうる幅広い収集品の保管庫としても機能していた可能性を探ることができよう。

## (二) 河川領主竹中氏

大友氏の天正末期の藏方として確認できるもう一人の人物として、竹中宮内少輔がいる。竹中文書中の関連する史料は次の通りである。

〔史料五〕

唐入供之儀、雖申付候、料所調第一之儀候之條、藏方之事申付候、万事臼杵右京亮・富来作右衛門尉・竹田津志广守得指南  
□、可被遂其節事肝要候、聊不可有口能候、為存知□、  
〔思々讀吉〕

義統御判有之、

(大友義統)



〔16〕

〔史料六〕

山香郷済物、自檢使中調納之刻、兩人為藏奉行、堅固被請取置肝要候、為存知候、恐々謹言、

七月廿九日

岩屋與兵衛入道殿

竹中宮内少輔殿<sup>〔1〕</sup>

(大友義統)  
吉統(花押)

〔史料五〕は、豊臣秀吉の朝鮮出兵への従軍を背景として天正二〇(一五九二)年に出された大友義統書状案で、宛書が欠けているが竹中氏宛てのものと考えられる。朝鮮への大友軍の出陣に際しては従軍せずに豊後に残り、兵糧米調達等の「料所調」を行う「藏方」業務を申し付ける、という内容である。臼杵・富来・竹田津の三氏は出陣中の留守居を掌る大友家重臣である。〔史料六〕は、速見郡山香郷から大友氏のもとへ納められる済物を、「藏奉行」として「請取置」くことを岩屋・竹中両氏に命じている。

〔史料一〕で寒田鎮郷や称名寺其阿が担った業務と同様に、大友氏領国内各地からの貢納物を「請取置」いたのが藏方(藏奉行)竹中氏であり、その藏方が臨戦下では出兵軍のための「料所調」、つまり軍費調達業務にすり替わっていく事態も、当該期の政治・軍事状況を勘案することで首肯できよう。

ところが、この藏方竹中宮内少輔は、寒田氏らとは異なるもう一つの重要な業務の遂行を大友義統から要請されている。

〔史料七〕

国東郡間別之儀、号直納不勤之人、歷々在之之由候、不及是非候、既各為奉行差遣候上者、堅固被請取、急度調納專一候、

猶永富与右衛門尉・古庄喜右衛門尉可申候、恐々謹言、

(天正一八(五九〇年九月)

八月十九日

(免書文)

(大友義統) 吉統(花押)

「竹中宮内少輔殿

都甲兵部少輔殿

帶刀安芸入道殿」<sup>18</sup>

都甲・帶刀の両氏は、国東郡内に給地をもつ大友氏家臣である。「史料六」の山香郷済物の徵収で機能した「檢使」同様、彼らも間別錢徵収に現地で奔走する檢使(徵収奉行)であろう。豊後国東地方は田原氏をはじめとする有力領主が蟠踞する地域であり、この間別錢の賦課に際しても、大友氏の派遣した檢使の調納要求に従わない「号直納不勤之人」が多かつたものと思われる。そこで大友氏は、檢使の都甲・帶刀両氏に加え、蔵方の竹中氏を現地に派遣し、更に徵収命令に従わない領主も含めて「堅固被請取、急度調納」する様に認めたこの書状を発給して、郡内一円からの徵収実現を期したのである。義統のこの督促状が竹中家に残り伝わった事実は、この文書が果たした機能を示しているが、それは、竹中宮内少輔がこの義統書状を保持し、催促に応じない領主にはこの督促内容を直に披露しながら納入を説得していくからに他ならない。蔵方の業務は、単に蔵場に持ち込まれる物資を勘定・収藏し、また必要に応じて物資を運用することのみならず、段錢等の徵収に際しては、現地にも出向き、その調納を催促する業務をも併せ持っていたと言えよう。

では、蔵方として蔵の管理・運営のみならず、段錢の現地徵収の任務までも要請された竹中氏とは、一体如何なる性格の領主なのであろうか。

年未詳であるが、一五世紀半ば過ぎの竹中蔵人は、大友氏第一五代親繁から海部郡毛井村内に「本給式拾貫分」を安堵され、また、一五世紀末の竹中上総介は、大友氏第一六代政親から同郡丹生莊内に一〇貫分の知行宛行を受けている。更に、天正一



図2 大野川流域関係図

五一五八七年)の竹中宮内少輔は、大友氏第二二代義統から藤波・平野寺等の大野郡大野荘内の地五貫分、および「毛井屋敷一所三段 柴田左京入道跡」の打ち渡しを受けている。<sup>(19)</sup>図2の地図上で明らかのように、豊後国最大級河川である大野川に沿って、下流西岸の毛井村に本貫地をもちながら、同川東岸の丹生荘、そして上流の大野荘へと、川の流域支配を固めていく竹中氏代々の姿が窺えるであろう。更に、同氏の大野川での漁業権および裁判権を保証する次の史料もある。

〔史料八〕

毛井村河獵之儀申付候處、堅固相調、肴済々到来祝著候、殊毛井村・丹生荘河分堺目之儀、可被令承知候、任前々之姿、裁判肝要候、恐々謹言、

十月十八日

吉統(花押)  
〔大友義統〕

竹中宮内少輔殿

平林神左衛門尉殿<sup>(20)</sup>

大野川流域に給地を拡大し、特にその本拠地毛井村では屋敷を集積し、「河獵」(漁業権)の賦与を受け、また、「河分堺目」(河川支配の境界線引き)に関する裁判権を保証されたことは、竹中氏の河川領主としての性格を実に明確に表現していると言える。<sup>(21)</sup>

大友氏が竹中氏のような河川領主を複数の蔵方の一員に置いたのは、同氏の船を利用した水運機動力を有効に活用して、段米等の領主米を効率的に収納することを期待したからであつたと言えよう。

### 三、藏方機能の定着と独立

#### (一) 藏方毛利氏と「御公物」

豊前の宇佐八幡宮の社領の一つに豊後国大分郡津守荘があるが、この神領からの社納錢をめぐり、宇佐宮と大友氏の府内役所および藏方の間での相論が弘治・永禄年間に起こっている。永弘文書中の一連の史料<sup>(22)</sup>によると、社納錢は弘治二(一五五六)年以来不納となつており、宇佐宮が大友氏の府内役所に訴え出たようである。早速、役所の臼杵鑑増は年未詳一二月六日付で藏方の毛利鎮真に宛て、「津守 御神領御土貢稠申付候、定可致進納候、然者宇佐<sup>庄</sup>社納錢、拙者役以来御不納候、就夫、毎々田染方被申事、無餘儀候」、「津守御百姓中にも、宇佐錢不審之儀、以公文・專道相間目候へ共、無別儀之由申候、既御土貢皆納いたし候上者、聊御百姓中、無沙汰無之候由申候、此上者其方御在府之條、公文・專道にも被成御尋、從御藏方御分別肝要候」との書状を認めている。臼杵鑑増が府内役人となつて以来、津守荘から宇佐宮への社納錢が未納となつており、宇佐宮少宮司の田染氏がその事実を役所に訴えて来たが、津守の百姓中は既に年貢を藏方へ皆納しているのだから、藏方から宇佐宮への進納を厳しく申し付ける、という内容である。

この調納要求を受けた藏方毛利鎮真は、その五日後に次の返書を出している。

#### 〔史料九〕

就御社納錢之儀、預御一通候、具令拝見候、然者御役以来、彼題目之事、六ヶ敷罷成候、就夫、田染方銘々證文等被差出候、殊從兩御三人御返書明白候之間、從倉方調之儀者、如何可有之候哉、併被遂 御上聞、以御公物、今より以後、御社錢可相調之由、被仰出候者、聊不可存無沙汰候、猶以參可申達候、恐々謹言、

十二月十一日

（毛利）  
鎮真（花押）

臼杵美濃守殿御報<sup>(23)</sup>

宇佐宮への社納錢を藏方から捻出することに異議を唱え、大友氏に伺いをたてて、今後「御公物」から社納錢を調納せよとの御判が出ない限り、藏方から進納するつもりはない、との返答内容である。

当該期の豊後国内各莊郷から寺社への納錢について、大友氏は寺社の徵収使が直接在地に入り込むことを好まず、基本的に大友氏の「催促使」が「調催促、可渡社家事」を原則としている。<sup>24)</sup>津守莊から宇佐宮への納錢も同様で、通例では、莊内百姓中から大友氏方へ納められた年貢錢の一部をもつて社納するべき性格のものである。ところが、ここでは社納錢の捻出財源について、府内役所と藏方の間での認識が相違している。特に興味深いのは、あくまで藏方からの出錢を要求する臼杵氏に対する、藏方毛利氏の出錢拒否の理由とその根拠である。毛利氏は、大友氏の「御公物」の管理・運用という業務内容から、藏方を大友氏当主直属の機構と考えて府内役所の管轄の外に置き、その出納については大友氏への「御上聞」が必要であり、役所からの大名下知を伴わない出錢要求には応じる必要はないとの判断している。先に、天文一三・一四(一五四四・四五)年の大友義鑑の代に、府内中心部に役所と藏場が分離建設されたことを「史料二」で明らかにしたが、実は、社納錢をめぐるこの両者の認識の差異は、その行財政官庁の分離建設を物理的契機とし、府内の町の行政を担う「役所」と、大友氏の大名財政全体を管掌する「藏方」とに、行財政機構が機能的にも分離していくことに起因する問題であろう。

いわば、府内の行政担当者と大友氏の財政担当者の相剋とも言えるこの相論は、一面では大友氏の行財政機構の混乱を表わしていると言え、宇佐宮少宮司田染建栄は、「彼料足之儀、為先御役所可有進宮事<sup>25)</sup>、從御藏方可有社納事<sup>26)</sup>、為少宮司不存事候」との不快感を表明している。<sup>25)</sup>しかし、一方でこの問題は、従来の渾然とした中世的な大名行財政機構からの財政部門の独立を意味しており、戦国末期における大友氏の大名領国制の近世大名的萌芽を表わしているものとも言えよう。

## (二) 領主米呼称の変化と「藏」意識

前節で考察してきた戦国末期の藏方の領国支配機構への定着と府内行政機構からの独立という事態は、藏方役人の意識のみ

(海部郡佐賀関)

表1 年貢所務帳における領主米呼称の変化

年 代	所 務 帳 作 成 者	大友氏への 納米の呼称	関 宮 へ の 納米の呼称
1 永禄11(1568)年 9月16日	古庄鎮口 河野鑑世	「御徳田之分」 5石9斗7升7合	「御社米」 3石7斗2升1合
2 元亀2(1571)年 10月5日	河野鑑世 利光乙法師	「御倉納米」 5石8斗9升	「御社納米」 1石3斗6升6合
3 天正16(1588)年 9月23日	雄城鎮全 武宮鎮元	「御倉納之御土貢 米」 4石2斗5升7合	「御社米」 「社納之分」 2石1斗 1合
4 天正17(1589)年 9月26日	植田鎮実 吉岡統兼	「御倉納」 3石 2升	「社納」 □石2斗□升9合

出典はいずれも「関文書」(『増補訂正編年大友史料』)。

の問題に止まらず、諸郷莊に課した年貢の所務帳等を作成する各家臣が発給した文書の上にも現れる。

表1は、直轄領の海部郡佐賀関で大友氏が賦課・徵収した領主米が、所務帳作成者によってどう呼称されたかをまとめたものである。いずれの所務帳も、大友氏への貢納米と関宮への社納米が記載されているが、注目されるのは、関宮への納米の呼称は「社米」「社納米」で変化ないのに対し、大友氏への納米の呼称が変化していることである。すなわち、永禄一一(一五六八)年段階の古庄鎮口・河野鑑世の両家臣は、大友氏への貢納米の徵収地を意識して「御徳田」と称し、そこからの貢納米五石九斗余りを「御徳田之分」と称しているが、元亀二(一五七一)年以降の各大友家臣は、その収納場所である「倉」を意識して「御倉納米」「御倉納之御土貢米」等の呼称を使用している。

このことは、元亀年間以降のこの所務帳を作成した河野、利光、雄城、武宮、植田等の大友家臣団のなかで、領主米の収納蔵が強く意識されるようになつたことを要因とした表記の変化と思われ、大友氏の財政および流通支配機構上の蔵機能の定着・充実を背景にもつものと考えられよう。

および蔵方役人層の領主的性格を考察するとともに、その蔵経営が大名領国の行財政機構のなかにどう位置付けられていったかを明らかにした。

大友氏領国における蔵関係史料は、主に天文中期以降の一六世紀中・後半期に集中的に検出され、その経営は、当該期の流通経済機構のなかで収納米等をより効果的に投資・運用することを想定した経済政策の一環として捉えられた。特に、大友氏の本拠地豊後府内の蔵は、近習から構成される藏番によって厳重に警固され、藏場内の複数の蔵毎に年間の収支状況を報告する勘定状が蔵方役人の手で作成され、年に一度、大友氏の監察を受けていた。

大友氏は、府内の蔵方に様々な人物を任命し、その業務に従事させているが、彼らは一様に蔵経営上適した性格をもつ領主であつた。戦国期府内古図上に屋敷をもつ寒田鎮郷は、近世の編纂物では「所司代」と称される程、町行政への発言力をもつ有力領主である。また、竹中宮内少輔の場合は、大野川流域に勢力をもち、船を利用した水運機動力に優れた河川領主である。こうした大友氏直属の武士に加えて、府内に本拠をもつ寺庵も、蔵方役人の一員として活動していた。なかでも称名寺其阿は、大友氏の名代として他大名領に赴き、贈答品を授受する外交使僧としての経験ももっており、蔵方におけるこうした有徳寺庵の存在は、大友氏による蔵が米錢等の貢納物資のみならず、貿易品を含め、大名間の贈答品になりうる幅広い収集品の保管庫としても機能していた可能性を窺わせる。

府内の蔵は大友義鑑の天文年間に建設されたものと思われるが、同時期に始まる蔵機能の早急な整備・充実は、中世大名的な町の行財政機構からの財政部門の独立を促した。弘治・永祿年間の蔵方役人毛利鎮真は、蔵方の業務を大名の「御公物」を取り扱う大名直属の機関と捉えて町役所の管轄の外に置き、その出納には大名への「御上聞」を要するとした。また、年貢所務帳等における大名への貢納物資の呼称の面でも、元亀年間以降には「御倉納米」等の表記が見られるようになり、戦国末期の大名財政および流通機構のなかで、大名蔵が強く意識され、機能的に大きな比重を占めるようになったと言えるのである。

## 〔註〕

(1) 「平林文書」二四。なお、『大分県史料』二五では、受け取りの寒田右近大夫を「鎮明」、六寮を「覚以」としているが、大分県立先哲史料館寄託の原文書を確認したところ、各々「鎮郷」、「覚阿」と判読できた。

(2) 秋山伸隆「戦國大名毛利氏の流通支配の性格」(渡辺則文編『産業の発達と地域社会』、溪水社、一九八二年)。

(3) 阿部浩一「戦国大名領下の『藏』の機能と展開」(『史学雑誌』一〇三一六、一九九四年)。

(4) 「大友家文書録」一一五三(『大分県史料』三二一)。

(5) 大友第二〇代義鑑が天文一四(一五四五)年前後のこの時期に、古岡の府内中心部に描かれる役所と藏を建設したことを示す一連の史料が散見できるが、その分析は、第二二代義鎮・二二代義統の時期までを含めた大友氏の府内支配政策の問題として別稿で考察する。

(6) 「日本司教区史資料集」(ポルトガル国アジュダ図書館)。なお、日本語訳は松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』豊後篇III、第七四章による。

(7) 「薬師寺文書」三三・「平林文書」二八・「一万田文書」五(各々、『大分県史料』一二・二五・一三)。

(8) 渡辺澄夫氏所蔵のこの検地帳は、平成九(一九九七)年に大分県立先哲史料館に寄贈された。なお、原文は『大分県史料』一九、および『豊後国荘園公領史料集成』六に翻刻されている。

(9) 『増補訂正編年大友史料』三一。

(10) 「柞原八幡宮文書」一九四(『大分県史料』九)。

(11) この三名連署の段米受け取り例は、この他に同年一月一五日付で柞原八幡宮の「宮師御坊」からの事例(「柞原八幡宮文書」一二三)。

ただし寒田鎮郷の花押なし)があり、また、六寮・称名寺の二名連署の受け取り例は、同年一二月一四日付高田莊の詫摩氏領からのものと思われる事例(「詫摩文書」五一三三)があげられる(各々『大分県史料』九および一二)。

(12) 府内の住人、藍沢兵部丞が府内の見世棚で鶴を押し買おうとして町人と押問答になつた事件で、「所司代寒田」は、「町人藍沢を侮て、

鶴を鶴にして売らんとせし非道」として逆に町人を処罰したとする逸話である（『大分県郷土史料集成』戦記篇所収）。

(13) 称名寺の時衆と大友氏との関わりについては、小泊立矢「豊後ににおける中世時宗の展開」（大分県立先哲史料館『史料館研究紀要』一、

一九九七年）を参照。

(14) 「島津家文書」一一一五（『大日本古文書』家わけ一六一二）。

(15) 大友氏が贈答品を携えた使者を派遣しながら外交関係を確立していく姿勢については、既に拙稿「戦国期豪商の存在形態と大友氏」

（『大分県地方史』一六〇、一九九六年）で考察した。

(16) 「竹中文書」（『豊後国莊園公領史料集成』五（下）、毛井村史料九一）。

(17) 「竹中文書」（『豊後国莊園公領史料集成』四（上）、山香郷史料三六五）。

(18) 「竹中文書」（『豊後國莊園公領史料集成』三、国東郷史料四一六）。

(19) いざれも「竹中文書」（『豊後国莊園公領史料集成』五（下）、毛井村史料二七・三二・七六・七八）。

(20) 「北村氏旧蔵平林文書」一〇（『大分県史料』一三）。

(21) 更に、天文・弘治年間に大友義鎮は、肥後国内の新たな領地数ヶ所を竹中宮内少輔に宛行っている（「竹中文書」、「豊後国莊園公領史料集成」五（下）、毛井村史料五三・五四・五五・五六・五九・六〇）が、なかでも山鹿郡「吉田」と「限入」の給与は、同郡を流れる吉田川の流域と、同川の本流菊池川との合流地域（隈入に隣接する湯町は肥後から筑後に抜ける街道の要衝である）での、竹中氏の河川領主的支配の進展を期待しての政治的政策と言えよう。

(22) 「永弘文書」二三〇七・二三一・二三三四九・二三五五、および二三九三（『大分県史料』六）。

(23) 「永弘文書」二三五〇（『大分県史料』六）。

(24) 永正四（一五〇七年）、豊後国一宮の作原八幡宮造替の際の「国中平均間別錢」催促に当たって、大友氏第一八代親治が定めた条文である（「安部文書」一、『大分県史料』九）。

(25) 「永弘文書」二三九〇(『大分県史料』六)。

〔付記〕

平成五(一九九三)年一一月の大分県地方史古代中世史研究会で、私は「一六世紀東アジアの私貿易関係と大友氏」と題する発表をした。その時に渡辺澄夫先生から私は「鹿毛さん、今日はおもしろかった」と声をかけていただいた。「今日は」というのは、実はその六年前に私が同会で大友氏の流通関係の発表をした際に、「大友の経済をやるんならもつと幅広く史料を見ないといかん」との辛口のご批評をいただいたからだと思う。今思えば、渡辺先生からあの辛口の批評をいただいたことが、現在までの私の研究の糧になっている。私からは父親以上に年の離れた先生であるが、同大学同教室出身の先生の研究姿勢を常に理想としていたようと思う。渡辺先生のご冥福を心からお祈りするとともに、拙い本稿をご靈前に捧げたい。